

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一六五人」を「四、一八七人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「文化財保護センター」を削り、「一九四人」を「一七二人」に改め、同表企業会計職員(都市建築部)の項中「六六人」を「六七人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二五三人」を「二六二人」に改め、同表学校の項中「五、五四三人」を「五、五八七人」に、「四、七五八人」を「四、七九七人」に改め、同表合計の項中「一四、二四六人」を「一四、三〇〇人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、七七四人」を「一一、六八四人」に、「一一、一七七人」を「一一、〇八八人」に改め、同表特別支援学校の項中「一三六人」を「一二八人」に、「一二九人」を「一二一人」に改め、同表合計の項中「一一、九四一人」を「一一、八四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。